

○湯川村空家改修事業補助金交付要綱

平成26年1月6日告示第2号

改正

平成26年10月1日告示第47号

平成29年1月20日告示第7号

平成29年5月9日告示第36号

湯川村空家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯川村への定住を目的に空家の改修を行おうとする者に対して、予算の範囲内において湯川村空家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年湯川村規則第6号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、湯川村への定住促進を図ることにより、魅力ある村づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 村内に所在する建物等で、現に使用されていないもの又はこれに類する状態にあるものをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 所有者等 空家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 施工業者 湯川村商工会の会員又は村内の建築関連業者で改修工事を行う事業者をいう。ただし、村長が認めるときは、村外の建築関連業者も改修工事を行うことができるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を申請した日において、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 20歳以上の者
- (2) 空家を購入又は賃借した者
- (3) 現に村内に住所を有していない者、又は村内に住所を有して1年を経過しない者

(4) 補助金に係る改修工事を行う空家に、補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き5年以上定住する意思のある者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、住宅の機能向上のために行う改修工事で、次に掲げる内容のものとする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事
- (2) 内装、屋根、外壁等の改修工事
- (3) 村長が必要と認める工事

(補助対象経費)

第6条 前条で定める補助対象工事に要する工事費とする。ただし、備品購入費は対象外とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 この補助金は、同一物件に対して1回限り交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、湯川村空家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて村長に提出しなくてはならない。

- (1) 空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 入居者全員分の住民票
- (3) 改修に要する経費に係る施工業者の見積書の写し
- (4) 改修予定箇所の現況写真
- (5) 空家の改修に関する所有者等の承諾書の写し（様式第2号。ただし、賃貸借契約の場合のみ）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 村長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、湯川村空家改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容

を変更又は中止しようとするときは、湯川村空家改修事業変更等承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を得なければならない。

（交付決定の変更）

第11条 村長は、交付決定者から前条の規定による変更等の承認申請があったときは、その内容を審査し湯川村空家改修事業変更等承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、不承認の可否を交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内または、交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、湯川村空家改修事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1） 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- （2） 改修の状況を確認できる写真
- （3） 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 村長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定し、湯川村空家改修事業補助金確定通知書（様式第7号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 村長は、前条の規定による補助金の額の確定後、湯川村空家改修事業補助金請求書（様式第8号）による交付決定者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第15条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 補助対象工事を承認なく変更し、又は取りやめたとき。
- （3） 補助金に係る改修工事を行う空家に、第7条第2号で住民票の提出のあったいずれの人も補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き5年以上居住しないとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 交付決定者は、村長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、村長の定める期限内に、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただ

し、村長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

3 第1項第4号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年10月1日告示第47号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月20日告示第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月9日告示第36号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第15条第3項関係）

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

湯川村長 様

申請者 住所
氏名 印

湯川村空家改修事業補助金交付申請書

湯川村空家改修費補助金の交付を受けたいので、湯川村空家改修事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

施工業者住所 氏名又は名称			
工事物件所在地	湯川村大字		
改修工事内容			
見積り金額 (消費税抜き)			
改修工事期間	着手予定	年 月 日から	
	完成予定	年 月 日まで	
延べ床面積	m ²	左のうち住宅以外の部分(店舗等)	m ²
確認事項	上記工事に係る他の制度による補助金等の有無		有・無
上記申請要件の確認のために必要があるときは、他の制度の補助金等について、関係部局に報告を求めることに同意します。			
		氏名	印
添付書類 (1) 空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し (2) 入居者全員分の住民票 (3) 改修に要する経費に係る施工業者の見積書の写し (4) 改修予定箇所の現況写真 (5) 空家の改修に関する所有者等の承諾所の写し(賃貸借契約の場合のみ) (6) その他、村長が特に必要と認める書類			

様式第2号(第8条関係)

湯川村空家改修事業空家改修承諾書

年 月 日

湯川村長 様

所有者（賃貸人）

住所

氏名

印

改修者（賃借人）

住所

氏名

印

湯川村空家改修事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の物件の改修について承諾します。

記

1 対象物件

所在地	湯川村大字
構造	
建物延床面積	m ²
敷地面積	m ²
費用の負担等	改修に伴う費用の負担は借入者とし、賃貸借契約終了後は、改修した部分を原状復帰するか、又は無償にて残置するものとする。

2 その他

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

湯川村長

様

申請者 住所
氏名

印

湯川村空家改修事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた湯川村空家改修費補助金について、次のとおり申請内容を変更（中止・廃止）したいので、湯川村空家改修事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

補助金の名称	湯川村空家改修事業補助金
老朽危険空家の所在地	湯川村大字
変更又は中止の内容	
変更又は中止の理由	
添付書類	(1) 交付申請時の添付種類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要） (2) その他村長が必要と認めるもの

様式第5号（第11条関係）

様

湯川村長

印

湯川村空家改修事業変更等承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました湯川村空家改修事業の変更等について、次のとおり決定したので、湯川村空家改修事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 決定内容

補助対象工事の変更（中止・廃止）について、承認することを決定します。

既決定金額 円

変更決定金額 円

次の理由により、補助対象工事の変更（中止）をすることはできません。
(理由)

2 注意事項

- (1) 補助対象工事の内容を変更し、中止、又は廃止する場合は、あらかじめ村長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助対象工事の遂行状況に関し報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (4) 補助対象工事が完了したときは、工事完了後 30 日以内に、湯川村空家改修事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて提出すること。

- ①補助対象工事に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- ②補助対象工事实施後の工事施工個所の写真
- ③その他村長が特に必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

湯川村長 様

申請者 住所
氏名 印

湯川村空家改修事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた補助金について事業が完了したので、湯川村空家改修事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

工事物件所在地	湯川村大字
工 事 内 容	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 金 額 (消費税抜き)	
添付書類 (1) 補助対象工事に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し (2) 補助対象工事実施後の工事施工個所の写真 (3) その他村長が特に必要と認めた書類	

このことについて、改修工事が完了したことを証明します。

年 月 日

(工事施工業者) 所 在 地 湯川村大字
氏名又は名称

印

様式第7号(第13条関係)

湯商第 号
年 月 日

様

湯川村長

印

湯川村空家改修事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金について
湯川村空家改修事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により次のとおり確定します。

金 _____ 円

様式第 8 号（第 14 条関係）

年 月 日

湯川村長 様

申請者 住所
氏名

印

湯川村空家改修事業補助金請求書

次のとおり請求します。

請求金額 金 _____ 円

振込先 口座	金融機関名	本支店名	種 別	口座番号					
	銀行	本店	普 通						
	農協	支店 支所 出張所	当 座						
	フリガナ								
口座名義人									